政令第七十七号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までの規定並びに附則第八項及び第九項中「平成二十九年七月三十一日」を「平成二十九年七月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

環境大臣　山本　公一

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十八号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」を「第一条・第二条」に、「第二条―第六条」を「第三条―第七条」に、「第七条」を「第八条」に、「第八条」を「第九条」に改める。

第八条を第九条とする。

第三章中第七条を第八条とする。

第六条第二項の表長官官房の項中「五人」を「六人」に改め、第二章中同条を第七条とする。

第五条中「七人」を「六人」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一章に次の一条を加える。

（原子力規制技監）

第二条　原子力規制庁に、原子力規制技監一人を置く。

2　原子力規制技監は、原子力規制庁長官を助け、命を受けて、原子力規制庁の所掌事務に係る技術を統理する。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

環境大臣　山本　公一

内閣総理大臣　安倍　晋三

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十九号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号並びに第百六条の四第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号チ中「審議官又はサイバーセキュリティ・情報化参事官」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官又は審議官」に改め、同条第三号中ロを削り、ハをロとし、同号ニ中「置かれていた官房」を「置かれる官房」に、「総務審議官」を「サイバーセキュリティ・情報化参事官」に改め、同号ニを同号ハとする。

第十三条第一項第四号ロ中「、参事官及び」を「及び参事官（参事官にあっては、平成二十三年四月一日以降に置かれるものに限る。）並びに」に改め、「置かれていた参事官」の下に「（平成二十年十二月三十日以前に置かれていたものに限る。）」を加え、同号ホ中「総括審議官、審議官、職員団体審議官、」及び「（職員団体審議官の下に置かれていた参事官を含む。）」を削り、同号ヘ中「次長、」及び「及び参事官」を削り、同項第七号中「置かれ、又は置かれていた」を「置かれる」に改め、同号イ中「並びに官房に置かれていた参事官」を削り、同項第十二号イ中「審議官、サイバーセキュリティ・情報化参事官」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官」に、「上席情報処理調査官」を「上席情報システム調査官」に、「上席研究調査官」を「サイバーセキュリティ・情報化参事官、上席研究調査官、上席情報処理調査官」に改め、同号ロ中「及び第二局」を削り、「これらの局」を「同局」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　第二局に置かれる課長、上席調査官及び監理官（上席調査官にあっては、平成二十九年四月一日以降に置かれるものに限る。）並びに同局に置かれていた上席調査官（平成二十一年三月三十一日以前に置かれていたものに限る。）

別表第一内閣の項中「郵政民営化委員会に置かれる事務局　行政改革推進本部に置かれる事務局　国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局　社会保障制度改革国民会議に置かれる事務局」を「郵政民営化委員会に置かれる事務局」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三